平成三十一年三月一日発行(抜刷)

史料紹介

『近世伊勢神宮関係文書』(十一通)について

小 林

郁

神道研究所所蔵資料『近世伊勢神宮関係文書』(+一通)について

キーワード

伊勢神宮・『松木文書』・山田奉行・式年遷宮・慶安~元禄期

世伊勢神宮関係文書』について翻刻・紹介するものである。はじめに 本稿は、皇學館大学研究開発推進センター神道研究所が所蔵する『近

墨書されている。十一通の整理番号のうち、 ある『松木文書』は現在、 禰宜家である松木家に伝わったものと見て間違いないであろう。同家伝来文書で とを示している。後述する文書の内容等より勘案すると、本文書群は外宮の重代 十一通の文書から成る。料紙はいずれも楮の折紙で、表具等の痕跡は見られない (『三重県史』資料編中世2・別冊、 「三百六十三」となっていることから、これらが相当数の文書群の一部であるこ この文書群は、平成三十年四月に弊所が古書店より一括して購入したもので、 売券類は神宮文庫にも架蔵されている。 補強のために裏打が施されており、 資料編中世3中 (三重県、 その中核部分は京都大学総合博物館に所蔵されると共 三重県、 平成三十年) 平成十七年。本書は『三重県史』資料編中世 裏打紙の上から文書整理のための数字が いずれも中世文書については、 および 数字の最小は「廿五」、最大が 『伊勢神宮所蔵文書補遺』

1下(三重県、平成十一年)の補遺である。)に翻刻・掲載されている。

小

林

郁

宮司庁、平成七年)に所収される。
をて、本文書群は年紀を欠くものの、概ね十七世紀代の遷宮に関するものが中さて、本文書群は年紀を欠くものの、概ね十七世紀代の遷宮に関するものが中さて、本文書群は年紀を欠くものの、概ね十七世紀代の遷宮に関するものが中さて、本文書群は年紀を欠くものの、概ね十七世紀代の遷宮に関するものが中さて、本文書群は年紀を欠くものの、概ね十七世紀代の遷宮に関するものが中さて、本文書群は年紀を欠くものの、概ね十七世紀代の遷宮に関するものが中さて、本文書群は年紀を欠くものの、概ね十七世紀代の遷宮に関するものが中さて、本文書群は年紀を欠くものの、概ね十七世紀代の遷宮に関するものが中さて、本文書群は年紀を欠くものの、概ね十七世紀代の遷宮に関するものが中さて、本文書群は年紀を欠くものの、概ね十七世紀代の遷宮に関するものが中さて、本文書群は年紀を欠くものの、概ね十七世紀代の遷宮に関するものが中さて、本文書群は年紀を欠くものの、概ね十七世紀代の遷宮に関するものが中さて、本文書群は年紀を欠くものの、概ね十七世紀代の遷宮に関するものが中さて、本文書は、日本のでは、本文書では、本文書である。

書の内容は、 主殿」とあり、 遠路の便りへの返礼である。 寛永十八年(一六四一)から万治二年(一六五九)に山田奉行を務めた人物。文 い年代に比定できるのが、 各文書の所見 新年の挨拶にはじまり、昨年の冬に御目見の叶ったことの報告と、 本文書群の中で発給年紀をある程度特定できるものの内、 政次の山田奉行就任期間を考えると、 2号文書である。 宛所には 「内宮 差出人の石川大隅守正次 作所八神主殿_ 両宮作所は慶安二年 は、

所が藤波(荒木田)氏勝、外宮作所が松木(度会)集彦と比定できる。(一六四九)の遷宮に関わる者達となる。したがって、本文書の宛所は、内宮作

書に先行する可能性がある きず、また年紀も不明ではあるが、据えられた花押形の特徴から、年代は2号文 正月ということになる。なお、 た松木貴彦に連なる越後家で、寛永六年(一六二九) 宜まで昇進した。また、松木集彦は、 さらに、二年後の慶安元年 ある。寛永十四年(一六三七)八月に十禰宜に任じられ、 (一六五〇) であることから、本文書の年紀は正保四年(一六四七) か慶安元年の 藤波氏勝は荒木田二門で、 正保三年(一六四六)十二月十九日の一禰宜荒木田守任の死去による。 集彦が外宮六禰宜であったのは、 (一六四八) 室町期に一禰宜であった荒木田氏経に連なる人物で 1号文書については、 戦国期に長きにわたって外宮一禰宜であっ 十月には七禰宜となり、 正保元年 (一六四五) 差出人の 九月に外宮十禰宜に任じら 宛所にある八禰宜となっ 「藤波」を特定で 最終的には四禰 から慶安三年

家老也」 務めた、 彼が五禰宜となったのは貞享三年(一六八六)八月のことで、元禄二年(一六八九) 用材と推定されるが、これが大杉谷からの最後の用材調達となったと考えられる。 は木曽よりの調達となった。本文書の場合「川上」とあることから大杉谷からの(ご) 正遷宮以降 八月には四禰宜に昇格していることから、本文書の年代はその間ということにな (一六六六) 八月三十日の山口祭には、 3号文書は、 4~6号文書は、 内容は、 長井慈英は祭主大中臣景忠の家臣で、 」と見えている。 岡部駿河守勝重の書状である。 神宮の杣山は大杉谷であったが、宝永六年(一七〇九) 「川上」にある用材がすべて到着していたことを述べている。 貞享元年(一六八四)から元禄九年(一六九六)まで山田奉行を いずれも長井内蔵允慈英からのもので、 また、 外宮の正遷宮に際して執り行われた寛文六年 造宮使でもある大中臣景忠の目代として 宛所の 『寛文九年内宮遷宮記』には「祭主 「外宮作所五神主」は松木末彦。 一連のものと考えら の遷宮から 天正の

内宮作所は藤波氏勝、外宮作所は松木末彦である。参加していることが『寛文九年外宮遷宮記』に記されている。ちなみに、宛所

年紀は寛文八年に比定される。

中紀は寛文八年に比定される。

中紀は寛文八年に比定される。

中紀は寛文八年に比定される。

中紀は寛文八年に比定される。

中記にある。

中記にの

中記

覚^② に ことにより、七禰宜の荒木田氏重が任じられている。ちなみに、5号文書内の「桑 二十六日条に、「当宮正遷宮山口祭、 中にある「当年より拾年目丑之年」が両宮正遷宮の宝永六年に当たることから、 年代についても、 0) 傷事件に連座して解任された、 前年の元禄十二年に山田奉行となるも、 横井伴右衛門と斎藤七郎兵衛の名が、元禄十三年(一七〇〇)の 就任した桑山丹後守貞政であり、6号文書内にも「丹後守殿」として登場している。 山猪兵衛」は、 よるもので、さらに内宮作所は、藤波氏勝が寛文八年十一月二十五日に死去した が ことから、本文書の年紀が寛文六年であることがわかる。 出 山田奉行であった浅野長恒の家臣であることは明らかである。また、 次に、5号文書であるが、 7号文書は、遷宮の年次について尋ねたものである。 差出の連署者については 「越後」となっているのは、松木末彦の十禰宜補任が翌七年六月であることに | 候」として、「諸役人等不」残御奉行所桑山猪兵衛殿江御礼被」参候」 とある 「浅野隼人」の「御取次」として見えている。この浅野隼人という人物は 寛文五年(一六六五)から天和四年(一六八四)まで山田奉行に 長恒の任期間である元禄十二年ないしは同十三年となるが、文 同じく 浅野長恒である。よって、 来八月可レ被 『寛文九年外宮正遷宮記』 同十四年の浅野長矩が殿中で起こした刃 ||執行||之様、 なお、 差出人はいずれも当時 内 従 宛所の外宮作所 の寛文六年七月 『遷宮木御礼之 御公儀 被三御

は松木末彦である。たその年に、遷宮の年次について確認したものであろう。なお、宛所の外宮作所たその年に、遷宮の年次について確認したものであろう。なお、宛所の外宮作所本文書の年紀が元禄十二年であることがわかる。恐らく、長恒が山田奉行となっ

く元禄二年の遷宮に関わるものと見られるが、年代の特定には至っていない。 水抜書』に見える紀州藩の松坂城代と判断される。本文書では、大熊谷にある 次抜書』に見える紀州藩の松坂城代と判断される。本文書では、大熊谷にある 大熊子である小笠原与左衛門については、『宝永御造営木曽山被』、仰出』節日 書の差出人である小笠原与左衛門については、『宝永御造営木曽山被』、仰出』節日 書の差出人である小笠原与左衛門については、『宝永御造営木曽山被』、仰出」節日

10号文書の差出人である赤尾隼人勝春の名は『寛文九年内宮遷宮記』にも見られ、同書では内宮二禰宜荒木田経晨に対し、所望の加級に対する口宣案を到来次れ、同書では内宮二禰宜荒木田経晨に対し、所望の加級に対する口宣案を到来次れ、同書では内宮二禰宜荒木田経晨に対し、所望の加級に対する口宣案を到来次れ、同書では内宮二禰宜荒木田経晨に対し、所望の加級に対する口宣案を到来次れ、同書では内宮二禰宜荒木田経晨に対し、所望の加級に対する口宣案を到来次れ、同書では内宮三禰宜荒木田経晨に対し、所望の加級に対する口宣案を到来次れ、同書では内宮三禰宜荒木田経晨に対し、所望の加級に対する口宣案を到来次れ、同書では内宮三禰宜に、近路では、「日本の一人物の可能性が高い。

収の りよひ二被」下、 に際しても作所を務めた松木末彦で、彼はこの年に四禰宜になっている 書の年紀は天和 式年之御遷宮之儀被 今月三日二被 天和三年(一六八三)の内宮臨時遷宮に関係することがわかる。特に「於二江戸 ところで、 「藤波修理書状」 11号文書の文中に 仰出,」とあることについて、『天和三年内宮臨時遷宮之覚』所 二年と判断される。 則罷越候處二被 |仰出 | 候」とあり、文書の記述と一致することから、 (天和二年七月三日付) 「内宮臨時御造宮」とあることから、この文書が |仰聞||候者、今日於||御城||内宮臨時遷宮・両 なお、 宛所の外宮六禰宜は、 に、 「今日三日八ツ過、 元禄二年の遷宮 下野守様よ 本文

> 史料であると言えよう。 あるが、現在確認されている『松木文書』 近世前半のものが極めて少ないという特色を示している。本文書群は断片的では らない。むしろ、京都大学所蔵の文書群は中世~近世初頭までのものが中心で、 家に伝来した文書と考えられる。ただ、既に述べたように、 期にかけての遷宮に関するもので、冒頭でも指摘したように、これらは松木越後 神宮関係文書』について、 おわりに 大学の所蔵となっているが、その中に本文書群と直接関わるような文書は見当た 以上、皇學館大学研究開発推進センター神道研究所所蔵の『近世伊勢 若干の考察を加えた。結果、 の欠損部分を補うものとして、 本文書群は慶安から元禄 『松木文書』 は京都 貴重な

註

することから、本文書も大杉谷に関する可能性が高い。 の表現が頻出する。これは川筋の用木に関わるものではあるが、本文書の表現に共通(1)寛文八年の『大杉山勤日次』(『神宮御杣山記録』所収)のなかで、「川上」「川下」

— 195 —

- (2)『神宮御杣山記録』所収。
- (3) 註(2) に同じ。

【史料翻刻】

1 藤波某書状

通申上候、宮司殿所を能々相尋被置、可然之由被仰候、 御状具令披見候、然者御手前口 宣之義所持無之候由、 尚期後音之時候、恐々 得其意存候、御書中之

正月廿七日

藤波

(花押

六袮宜殿

御報

(裏書)

三百廿七

*裏打紙に書かれたもの。以下同じ。

2. 石川正次(政次)書状

難有仕合共候間、可御心易候、遠路被入御念、御飛札別而令祝着候、 并長熨斗一折送給忝存事候、如御紙面、 御芳札改年之御慶珎重存候、随而当月之御祈祷候而御祓被下、頂戴目出度存候、 旧冬罷下候砌、早速首尾能致 猶永日可申 御目見、

石大隅守

宣候、恐々謹言

正月十八日 正次(花押)

内宮 作所八神主殿(藤波氏勝

御返報

外宮

作所六神主殿

(松木集彦)

(裏書)

百八十六

3 岡部勝重書状

御状致披閱候、

宮中益御安全之旨珎重御事候、仍川上ニ在之御材木、 不残其表到着之由、令得其

岡部駿河守

意候、猶我等上着之節、

委細可申承候、

恐惶謹言

十一月十六日

勝重(花押)

作所五神主 (松木末彦)

(裏書)

「三十一」

4.長井慈英書状

無余日候故、大方同日被 筆令啓達候、然者外宮別宮造替諸祭日時宣下候間、宮司へ御下知被遊候、当年 仰出御間、 左様御心得可被成候、恐々謹言

長井内蔵允

(寛文八年)

十一月廿七日

慈英 (花押)

外作所十祢宜殿(松木末彦)

御宿所

(裏書)

廿五

5. 長井慈英書状

候、当地二而者未被仰渡者無之候、 御飛札遂披閱候、然者御遷宮之儀桑山猪兵衛殿令 如何樣自此方御左右可申入候、 将又日時之注進状之事、御紙面之通得其意候、 御奉書到来之旨、 珍重不過之

恐々謹言

長井内蔵允

(寛文六年)

八月朔日 慈英 (花押)

内宮作所四祢宜殿 (荒木田氏勝)

外宮作所越後殿(松木末彦)

「 三百十八 」

6 長井慈英書状

御使者二、丹後守殿へ之状箱、言伝可申由申入候、得甚幸、行事殿より使者差下 御飛札令披閲候、然者丹後守殿より之御状、早々御届忝存候、内々者其元より之

候故、其者言伝下候間、左様ニ御□□可被下候、恐々謹言

長井内蔵允

三月七日 慈英 (花押)

内作所四祢宜殿 (荒木田氏勝

外作所十祢宜殿(松木末彦)

御報

三百十七

神道研究所所蔵資料『近世伊勢神宮関係文書』(十一通)について(小林)

(裏書)

7. 浅野長恒奉行連署状

与相考申候、 儀、先年 一筆致啓上候、 御遷宮之初年を算入申儀御座候哉、 弥其通二御座候哉、可被仰聞候、 弥御堅固可有御座候、珍重存候、然者 右為得御意如定御座候、恐惶謹言 左候へハ、当年より拾年目丑之年 御遷宮年数廿一年与有之

横井伴右衛門

時種(花押)

(元禄十二年) 八月廿四日 斎藤七郎兵衛 持重(花押)

都筑源八

正則(花押)

外宮

作所様 (松木末彦)

(裏書)

「 二百八十三

8 滝主馬・澤池図書連署状

猶々旧冬之奉書、 早々可被返越候、 以上

頭工等布衣着用之事、去年御願候得共、 障子細候間、 被指止度旨得其意候、最前

滝主馬

御願も可被申上事候處、

寔御不正千万存候、恐惶謹言

能々吟味候而、

(花押)

澤池図書

吉□ (花押

外宮作所

二月廿二日

「	「
9.小笠原与左衛門書状	
一筆致啓上候、弥御勇健可被成御座与珍重奉存候、然者先日被仰下候大熊谷ニ有	11.赤尾隼人書状
之候四拾八本余木之儀、江戸家老共方へ申遣候処、御勝手次第御取進被成候様ニ	御札令披見候、然者両宮式年之御造営幷内宮臨時御造宮之儀、於江戸今月三日ニ
可仕由申来候、則此方山役人共へも右之通申付候之間、何時ニ而も御取進可被遊	被 仰出之旨、御同意珍重存候、入御念候、御紙面之趣申上候得者、御満足ニ思
候、恐惶謹言	召候、猶山口祭之節、御参向可被成候、其節貴面万々可得御意候、恐々謹言
小笠原与左衛門	赤尾隼人
三月三日 経□(花押)	(天和二年)
岡部駿河守様(勝重)	七月十五日 □□(花押)
大嶋出羽守様(義近)	外宮
(東安 圭日)	六袮宜殿(松木末彦)
「 二百九十二 」	御報
	(東天圭目)
	「 三百六十三 」
10. 赤尾勝春書状	
幸便候条一筆令啓達候、残日者甚愈御勇健、諸神事御勤仕被成候哉、承度存候、	
然者御神宝出来、山口中務方参向、珍重存候、爰元江茂御出入之仁ニ候間、万端	
首尾能様ニ御取持被遣可被下候、内読合早ク済、早速上京候様ニ御肝煎頼入存候、	

尚期後音之時候、恐惶謹言

赤尾隼人